

中国大野木会計グループ政策紹介

担当：傅・高・平出

～個人所得税の外国人福利手当非課税政策と「年一回性賞与」の軽減税率廃止～

中国の新しい個人所得税法が2019年1月から正式に導入された後も、外国人に対する非課税福利所得に関する規定（国税発【1997】054号）と、中国居民（中国籍・外国籍とも）についての年間一回性賞与に対する軽減税率の規定（国税発【2005】9号）は移行期間における時限措置として2021年12月31日まで適用が認められていますが、来年2022年1月からはこれらがいずれも廃止される予定です。これにより中国での個人所得税を会社負担としている場合には、これまでと給与水準が同じであっても税負担が増えて結果として駐在員の人件費負担が大きくなることが想定されます。

■ 非課税福利手当に対する政策変更

（1）経過措置の内容

2019年1月1日から2021年12月31日の期間に、中国での居民要件（1納税年度における中国境内累計滞在期間が183日以上）を満たす外国籍の個人は、中国個人所得税法に定める「専項付加控除」と「外国人の住宅手当・語学研修費・子女教育費等8項目の手当についての免税政策」のいずれかを選択適用することができるが、両方の政策を同時に享受すること（住宅手当は免税政策を適用する一方で、後述の60歳以上の両親等がいる場合の「専項付加控除」も適用するなど）はできないとしています。

（2）経過措置の終了

2022年1月1日からは、「外国人の住宅手当・語学研修費・子女教育費等8項目の手当についての免税政策」は廃止となり、「専項付加控除」のみを享受することができるとしています。

（3）「外国人の住宅手当・語学研修費・子女教育費等8項目の手当についての免税政策」の廃止による影響

● 住宅手当

これまでは、会社が契約主体となり借り上げた社宅を外国籍駐在員に無償で供与した場合、または外国籍駐在員が家賃を立て替えて会社と実費精算をする場合、有効な証憑（原則として「発票」）の取得を要件にその社宅賃料は『非課税所得』として給与課税の対象から除外することができました（「住宅補助手当」等金銭で給与と一緒に支給する形式は厳密にはNG）。

これが2022年1月からは、駐在員個人が契約主体で住居の賃貸借契約をしている場合に毎月800元～1,500元（直轄市である北京・天津は1,500元、唐山市は1,100元）を毎月の給与課税対象額から控除することができるという内容になります。

現状「会社契約で無償供与」の形式のものを「専項付加控除」の800元～1,500元/月を享受するために賃貸借契約を会社から駐在員個人に変更するのは悩ましいところです。

● 子女教育費

ご家族帯同で赴任されている駐在員の方で、お子様が中国で日本人学校やインターナショナルスクールなどに通われている場合に、会社が学費の全額または一部を負担して支払っているケースがありますが、これまでは学校から発行される「有効証票」の取得を要件に、その子女教育費は『非課税所得』として給与課税の対象から除外することができました。

これが2022年1月からは、帯同でお子様は中国にある学校に通っていても、駐在員の方が単身赴任でお子様は日本の学校に通学していても、一定の資料を提出できることを要件に、子供ひとりにつき月額1,000円を毎月の給与課税対象額から控除することができるという内容に変更になります。

なお、従前の規定においても「日本人学校」は発票が発行できないため、「有効証票」が取得できていないとして『非課税所得』として給与課税の対象から除外することを認めないという地域も見られました。

● その他の福利手当等

上記以外にも、制度上「出張手当」「語学訓練費」「引越費用」「ホームリーブ旅費」「食事補助手当」「クリーニング代」等についても非課税所得としていますがすべて廃止される予定です。

(4) 専項付加控除項目適用によるその他の控除項目

新個人所得税で規定されている「専項付加控除項目」には上記に記載した項目の他にも、「高齢者扶養」「大病医療費」「継続教育費」「住宅ローン」等にかかる控除項目がありますが、この中でも「高齢者扶養」にかかる控除は、外国人駐在員でご両親（またはどちらから一方）等が60歳を超えていてご健在であれば、ご両親等が日本にお住まいで、経済的に扶養していなくても享受可能な項目です。

● 高齢者扶養

要件は60歳以上の父母等が健在（どちらか一方でも可）あれば、納税者本人が一人っ子的場合は月額2,000円の控除が可能。納税者に兄弟姉妹がいる場合は控除の上限は月額1,000円となります。対象となる父母のパスポート番号等を登録することで控除可能。

■ 一回性賞与計算式による軽減税率の廃止

(1) 経過措置の内容

2019年1月1日から2021年12月31日の期間に、中国での居民要件（1納税年度における中国境内累計滞在期間が183日以上）を満たす個人は、「一回性賞与」を取得した場合には新個人所得税法における『総合所得』の一部として個人所得税を計算することもできるし、「一回性賞与の計算式（による軽減税率）」を使って計算することもできるとしています。

(2) 経過措置の終了

2022年1月1日からは、住民が「一回性賞与」を取得した場合には、新個人所得税法における『総合所得』の一部として個人所得税を計算するとしています。

(3) 「一回性賞与の計算式（軽減税率）」の廃止による影響

「一回性賞与の計算式」による軽減税率は、年一回取得した賞与についてその金額を12で除した金額を月次税率表にあてはめて賞与にかかる税金を単独で計算する方法です。

したがってかなり高額な賞与であっても最高税率の45%とはならず25%~35%の税率の税金負担で済むケースが多く見られました。この経過措置が廃止されると、単純に給与の額と合算して年次税率表にあてはめて賞与にかかる税金を『総合所得』の一部として計算することになりますので、年収ベースでは最高税率またはそれに近い税負担になることが予想されます。

以下、簡単な例を使って上記の政策変更による税金への影響額を検証します。

【例】駐在員 X 先生は 2021 年から中国に駐在し、毎年 183 日以上中国に滞在しており

「居民」の要件を満たしている。月額手取 4 万人民元（税金は会社負担）の給与の支給を受けており、全年一回性賞与として手取 8 万元（税金は会社負担）の支給を受けている。また、会社は X 先生のために月額 1.5 万元の社宅を借り上げて本人に無償供与している（年間 18 万元で水道光熱費や物業管理費は個人負担）。

社宅の契約主体は会社である。

➡

・ 2021 年

課税対象総合所得（税抜手取給与）：4 万 x 12 ヶ月 = 48 万元

一回性賞与：8 万元（税抜手取）

（社宅は課税対象外）

合計 56 万元

・ 2022 年

課税対象総合所得（税抜手取）：（4 万 + 1.5 万※） x 12 ヶ月 + 8 万 = 74 万元

※会社負担の社宅家賃を個人所得に算入

（契約が個人でなく会社であるため「専項控除項目」の適用対象外）

このときの会社が負担する年間個人所得税額は下記のとおりとなります。

	2021 年度	2022 年度
年間 税額	<u>113,055.56 元</u>	<u>233,969.23 元</u>
	① 総合所得 104,400.00 元 (税率 30%) ② 一回性賞与 8,655.56 元 (税率 10%)	すべて総合所得として申告 税率 35%

「一回性賞与の計算式」の政策廃止は外国人だけではなく、中国公民も同じ取扱いになりますので、「一回性賞与の計算式による軽減税率」の適用で、額面賞与額に対して個人所得税が 3% や 10% の負担で済んでいた社員について、2022 年 1 月以降支給する賞与については、軽減税率が使えなくなることから、同じ額面賞与でも手取りが目減り（全年一回性賞与の軽減税率では 36,000 元までは税負担無し）することになりますのでこのあたりについても、事前に対応を検討する必要があるかもしれません。

以上